



全員協議会の様子

高山市議会では平成21年に議会改革等に関する特別委員会を設置し、議会のあるべき姿について議論を重ね、議会の果たすべき役割や責務を明確にするとともに、その実現に向け議会改革の取り組みを進め、平成23年に議会基本条例を制定し、実践の中で必要に応じ改善等を行ってまいりました。

政務活動費の詳細をホームページで公開

議会のあるべき姿を求めて
政務活動費や常任委員会のあり方を議論

条例制定から1期4年が経過し、議会基本条例に定める議会改革の取り組みを総合的に継続的に検証・議論するため、平成27年9月に議会基本条例推進協議会を設置し、議会基本条例の更なる推進という観点から、議員全員で議会基本条例に込められた思いを再確認しながら、課題の集約、解決の方向性、具体的な取り組みなどの協議を進めてまいりました。

その中で、政務活動費については、平成5年の制度設置以来、償還払い方式（議員が立て替え払いをした後、領収書を添付して支払い請求し、内容の確認後、支払いを受ける）でこれまで運用しています。



発議の様子（中田議員）

四半期ごとに金額と視察報告書をホームページで公開していましたが、より一層の使途の透明性の確保が必要との考えから、今定例会において、条例に交付から公表までの手続きを明記し、平成29年度の政務活動費からは領収書を市のホームページでも公表するため条例をはじめとした必要な例規等を改正しました。

政務活動費について

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもので、高山市議会では議会における会派（無会派の場合は個人）に対して所属議員数に一人20万円を乗じた額を1年間の限度として交付されます。

平成27年度の各会派等の報告書類については、議会事務局で閲覧できます。

平成28年度 政務活動費交付実績

（単位：円）

項目	創政クラブ	高山市政クラブ	高山市議会公明党	日本共産党高山市議団	岩垣議員	松山議員	谷澤議員	水門議員（議長）※
調査研究費	596,975	736,040	167,490	6,910	83,745	0	0	83,745
研修費	427,491	23,562	0	197,188	80,710	83,557	121,035	56,847
資料作成費	95,212	343,743	0	0	0	0	0	0
資料購入費	34,430	0	0	0	0	13,176	0	0
合計	1,154,108	1,103,345	167,490	204,098	164,455	96,733	121,035	140,592
交付限度額	1,800,000	1,400,000	400,000	400,000	200,000	200,000	200,000	200,000

※議長は申し合わせにより会派に所属しません。

- 調査研究費とは、会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
- 研修費とは、会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
- 資料作成費とは、会派等が行う市政に関する調査研究に必要な資料の作成に要する経費
- 資料購入費とは、会派等が行う市政に関する調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費